

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇				
初期利子	利	發行	振替単位	額最低額	發行額	用等振替法の適	法律條項及びそ	發行号名	基づき、債券の發行条件等を次	年財務省令第	個人向け国債の発行等に關する省令(平成十四年四月十五日)に發行した個人向
期	率	行	面	面	額	用	の	行の根拠	等を次とおり告示する。個人向	三十	二百九十四号
た	期	平	年	額	平	す	額	の	個人	十一	基づき、債券の發行条件等を次とおり告示する。個人向
金	と	成	○	面	成	る	の	振替	向	月	二百九十四号
額	し	三	・	金	三	。	整	法	け	六	基づき、債券の發行条件等を次とおり告示する。個人向
を	、	十	○	額	十	。	數	又	利付	年	二百九十四号
支	次	一	五	百	年	百	倍	規	付	三十	基づき、債券の發行条件等を次とおり告示する。個人向
払	の	年	四	円	十	十	の	定	利付	年	二百九十四号
う	算	四	月	セ	月	月	記	下	利付	三十	基づき、債券の發行条件等を次とおり告示する。個人向
。	式	一	セ	つ	日	日	錄	「振替	債券	年	二百九十四号
た	に	十	十	き	百	百	は	法」	債券	三十	基づき、債券の發行条件等を次とおり告示する。個人向
だ	よ	五	ト	五	日	日	よ	と	債券	年	二百九十四号
し	り	五	ト	百	円	円	る	し	債券	三十	基づき、債券の發行条件等を次とおり告示する。個人向
、	算	十	ト	百	円	円	も	、	債券	年	二百九十四号
支	出	九	ト	百	円	円	の	最	債券	三十	基づき、債券の發行条件等を次とおり告示する。個人向
払	し	八	ト	百	円	円	と	低	債券	年	二百九十四号

期が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十二号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一  
一  
十六 五 四 三 二

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

後 第二期以  
の 利子

(一) 式 次 う 一 中 日 平 額 平 成 年 月 十 五 日  
ま ら に こ と と し 、 そ の 買 取 り 又 は 支 払 う 。  
ま で 平 成 三 十 年 十 月 十 五 日 以 後 に つ き 百 円  
の 区 分 に 応 じ 、 そ の 買 取 り は 平 店 に つ き 百 円  
の 間 の 場 合 ま で 平 成 三 十 一 年 十 月 十 五 日 以 後 に つ き 百 円  
額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 第二期利子  
額 - (初期利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$ )  
の 場 合 平 成 三 十 一 年 四 月 十 五 日 以 後 に つ き 百 円  
の 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100}$  × 2  
の 場 合 平 成 三 十 一 年 四 月 十 五 日 以 後 に つ き 百 円  
の 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100}$  × 2

額面金額 + 経過利子に相当する金額  
×  $\frac{79.685}{100}$  × 2

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す  
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法等の一項に規定す  
 成すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法等の一項に規定す  
 三るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第  
 十一年。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受  
 式次る中あ、當、る二域若つ条法みのと受ける特二十五年法律第  
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十一年に由る改受  
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条の改受  
 分と金も三人災の年いは、九六地方するそ含障害条の改受  
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条の改受  
 出応、請當一けにわ律、合該一七治市町相。者の改受  
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。扶四改受  
 た、のす個十債かる百害と又の（）（）村続（）扶四改受

元利金支  
払場所

(二) 平成三十一年十月十五日以前の毎回の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利息)

平成三十一年四月十五日以前の場合の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額